

広尾町震災建築物応急危険度 震前判定計画

令和2年4月1日

広尾町

《 目 次 》

第 1	目的	2
第 2	地震による被災建築物等の予測	2
第 3	実施本部の設置	14
第 4	判定実施要否の判断	14
第 5	判定実施の宣言	15
第 6	判定作業計画の作成	18
第 7	判定士の参集	19
第 8	判定資機材の準備	21
第 9	判定コーディネーターの配置	22
第 10	判定士等の輸送並びに宿泊所等の手配	23
第 11	判定士等の受け付け、名簿作成	24
第 12	判定の実施	24
第 13	判定結果の取りまとめ、報告及びその活用	27
第 14	住民への広報等	29
第 15	実施本部業務の終了	29

資料編

- 1 様式 1 連絡事項
様式 2、4 支援要請
様式 3 支援に関する連絡
様式 A 判定作業計画
判定士への連絡
判定集計表（当日集計）
調査結果入力表
- 2 実施本部組織図
- 3 実施本部（被災市町村）業務フロー図

第1 目的

この計画は、地震発生後において、被災建築物の応急危険度判定を円滑に実施するため、判定士の養成、判定に関する計画の作成及び判定資機材の備蓄等予め震前に、広尾町が準備すべき基本的事項について定めたものである。

第2 地震による被災建築物等の予測

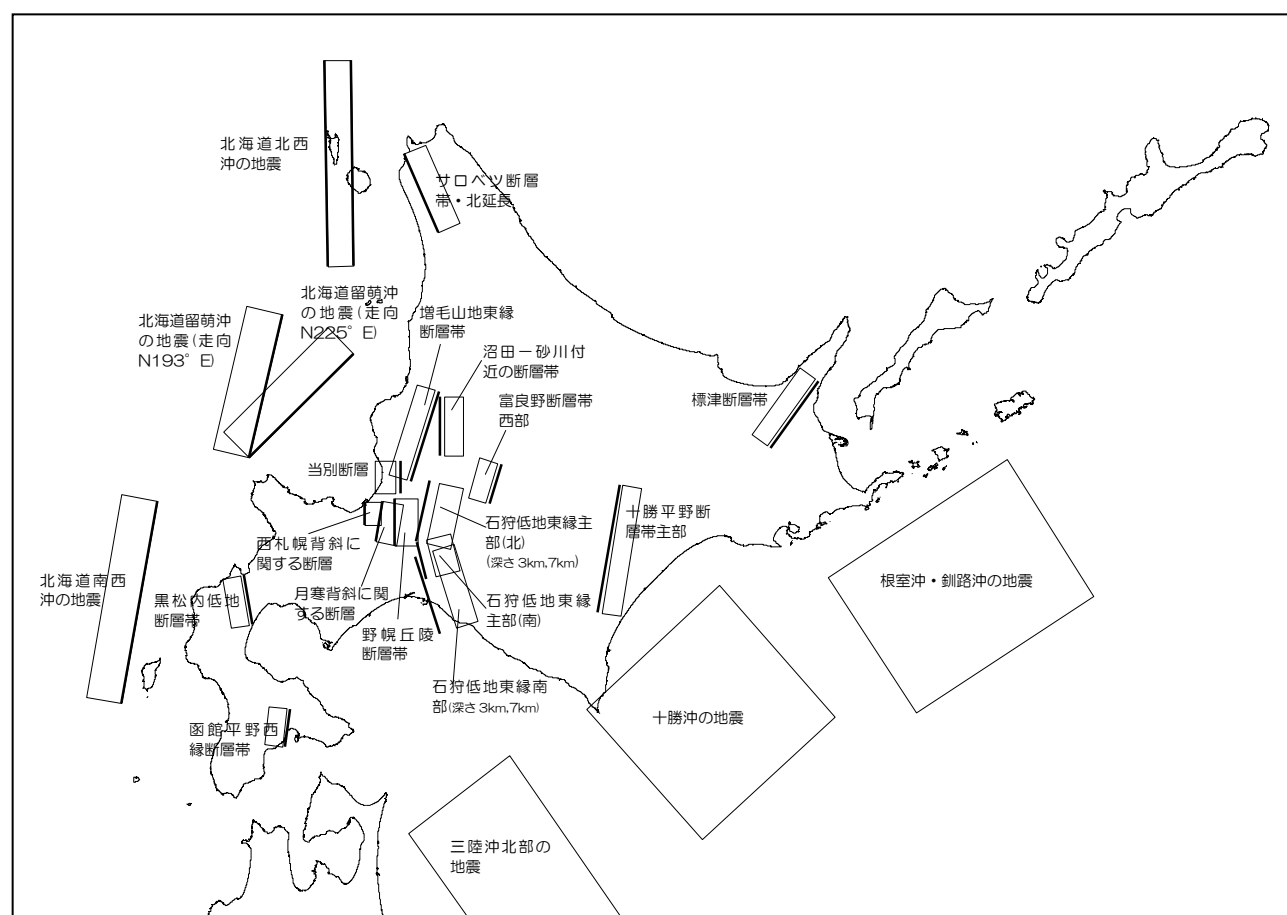
想定地震は、北海道の想定地震の内、広尾町地域防災計画で想定されている直下型地震に相当する十勝平野断層帯主部の地震及び発生の危険性が高い十勝沖の地震とする。

想定地震① : 十勝沖の地震

広尾町内の震度 : 震度 6 弱

想定地震② : 十勝平野断層帯主部 45_2 の地震

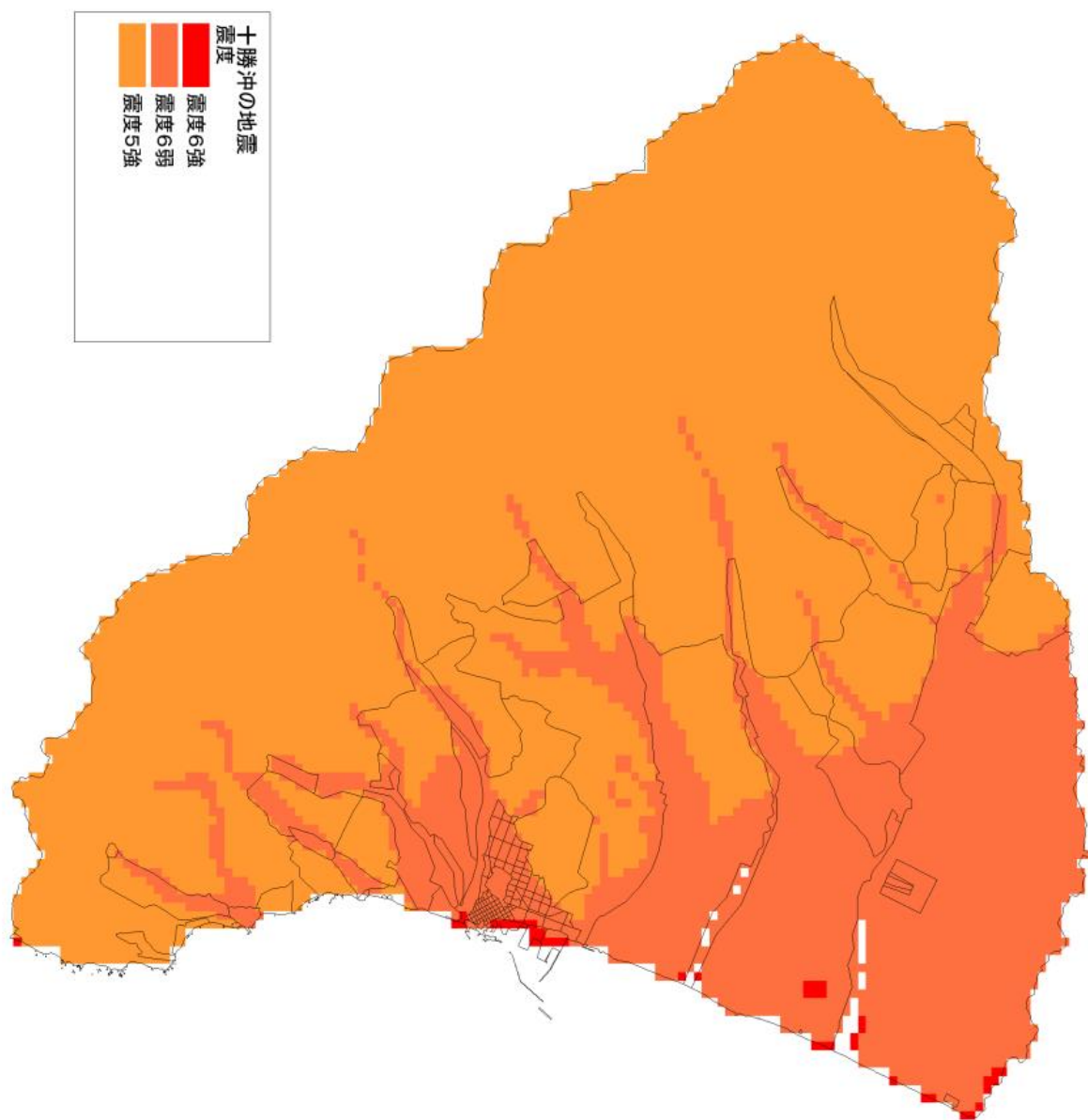
広尾町内の震度 : 震度 6 弱

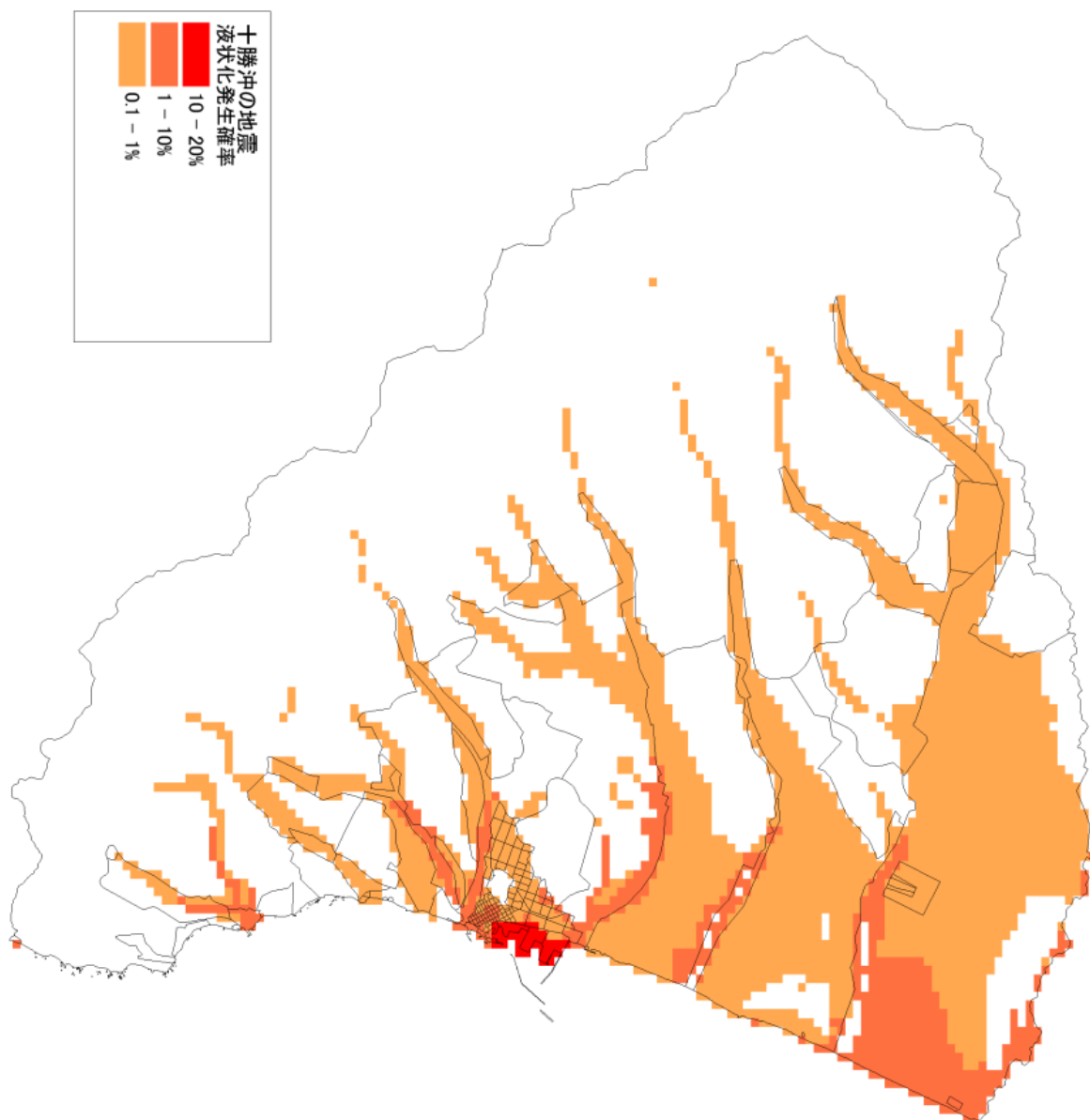


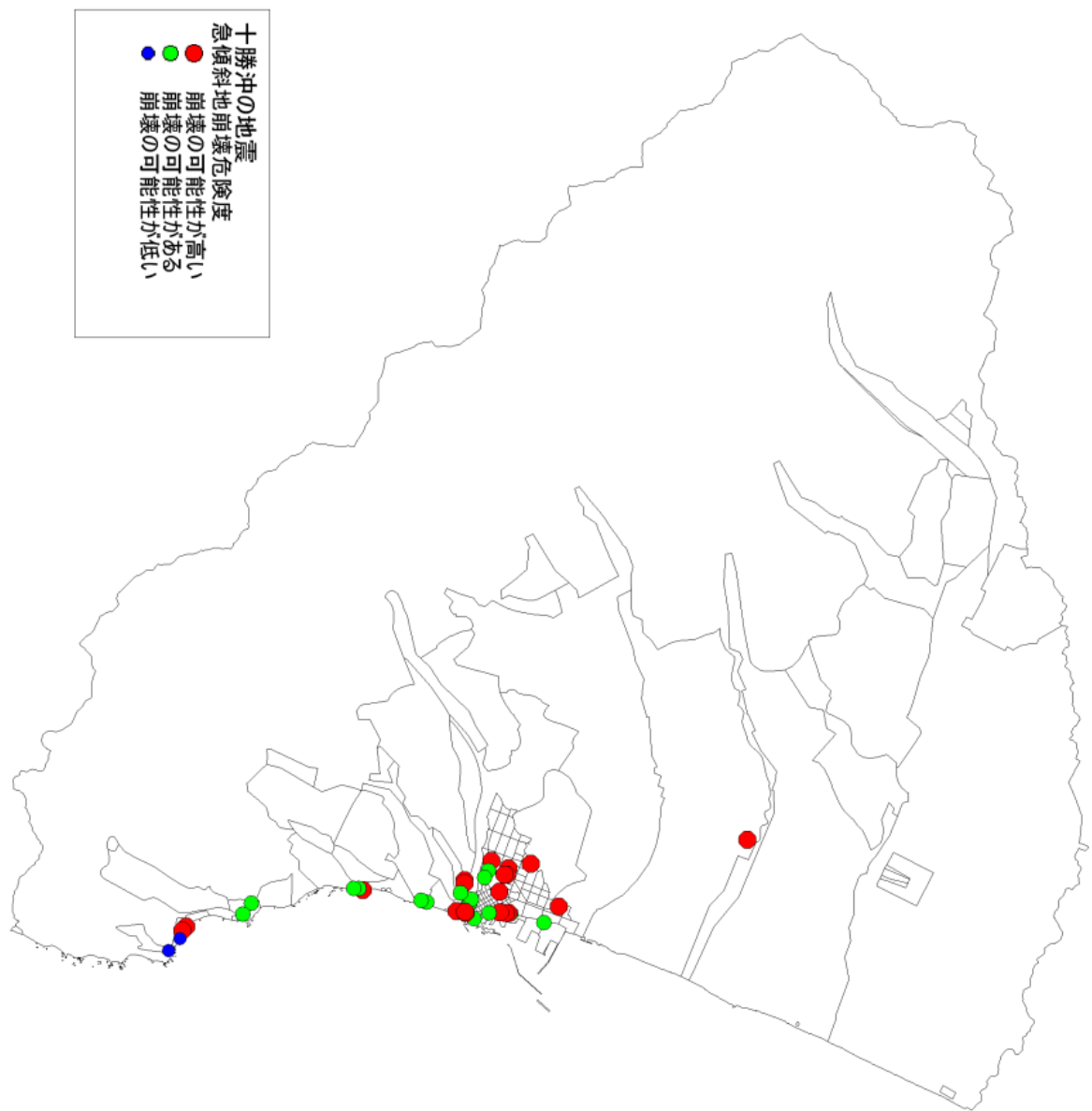
北海道における被害想定の対象地震

十勝沖の地震の被害想定結果（北海道の地震被害想定結果による）

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.1		
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A (箇所)	19 箇所		
		崩壊危険度 B (箇所)	16 箇所		
		崩壊危険度 C (箇所)	2 箇所		
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	9 棟	3 棟	9 棟
		揺れによる半壊棟数	86 棟	26 棟	86 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	6 棟	6 棟	6 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	13 棟	13 棟	13 棟
	計	全壊棟数	15 棟	9 棟	15 棟
		半壊棟数	100 棟	40 棟	100 棟
(4)火災被害		全出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数	1 件未満	1 件未満	1 件未満
		焼失棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	10 人	3 人	7 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	2 人	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	6 人	2 人	3 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	3 人	1 人未満	2 人
		軽傷者数	16 人	5 人	10 人
	避難者数	避難所生活者数	669 人	629 人	670 人
避難所外避難者数		360 人	339 人	361 人	
避難者数計		1,030 人	967 人	1,031 人	
(6)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	66 箇所		
		断水世帯数(直後)	2,454 世帯		
		※断水人口 (直後)	5,769 人		
		断水世帯数(1 日後)	1,472 世帯		
		※断水人口 (1 日後)	3,462 人		
		断水世帯数(2 日後)	1,433 世帯		
		※断水人口 (2 日後)	3,369 人		
	下水道の被害	被害延長(km)	3.0km		
		機能支障世帯数	138 世帯		
		※機能支障人口	325 人		
(7)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5 箇所		
	その他の道路の被害	被害箇所数	44 箇所		
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	1 箇所未満		
		通行支障箇所数	1 箇所未満		
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	1 箇所		
		通行支障箇所数	1 箇所		

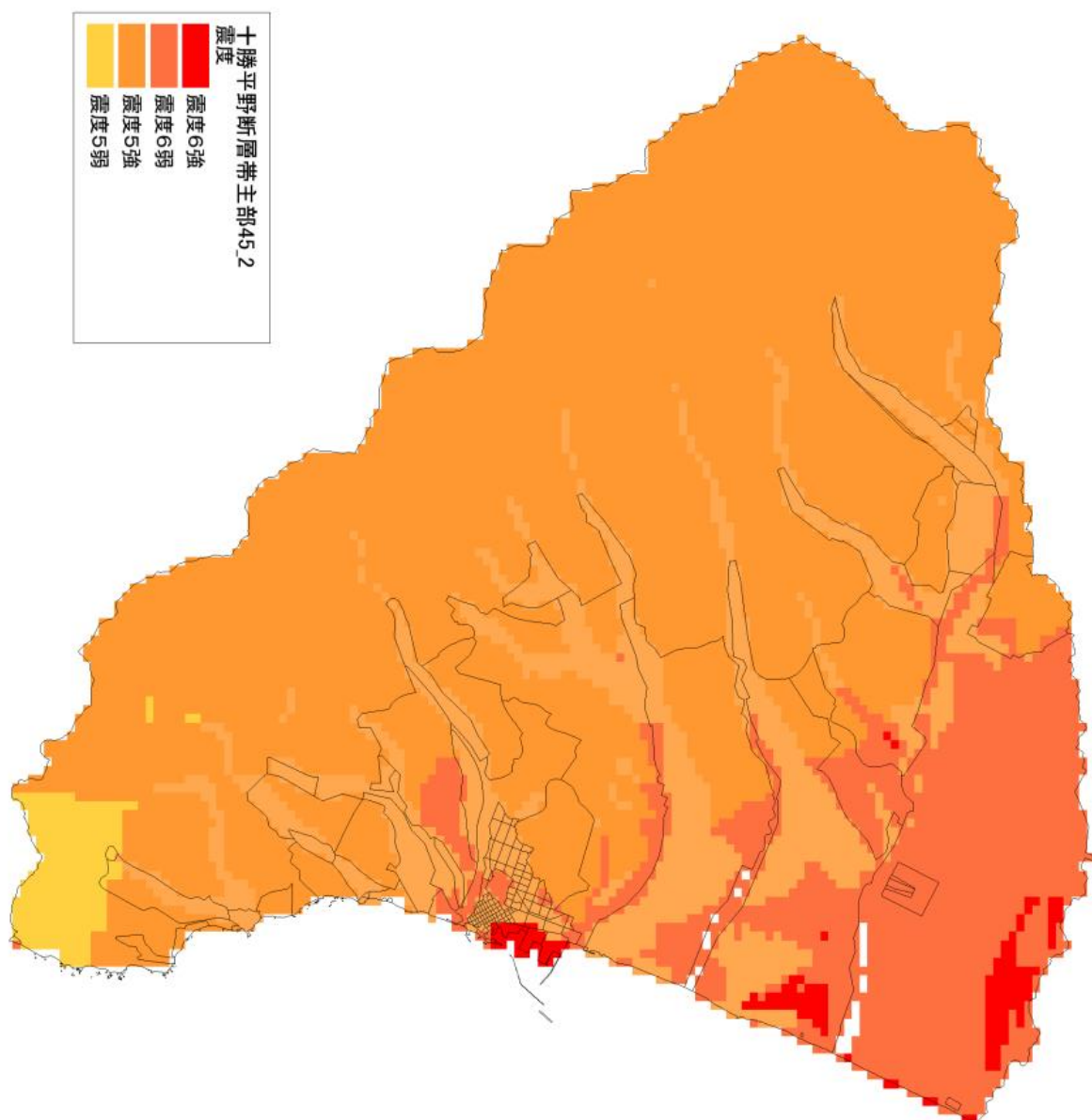


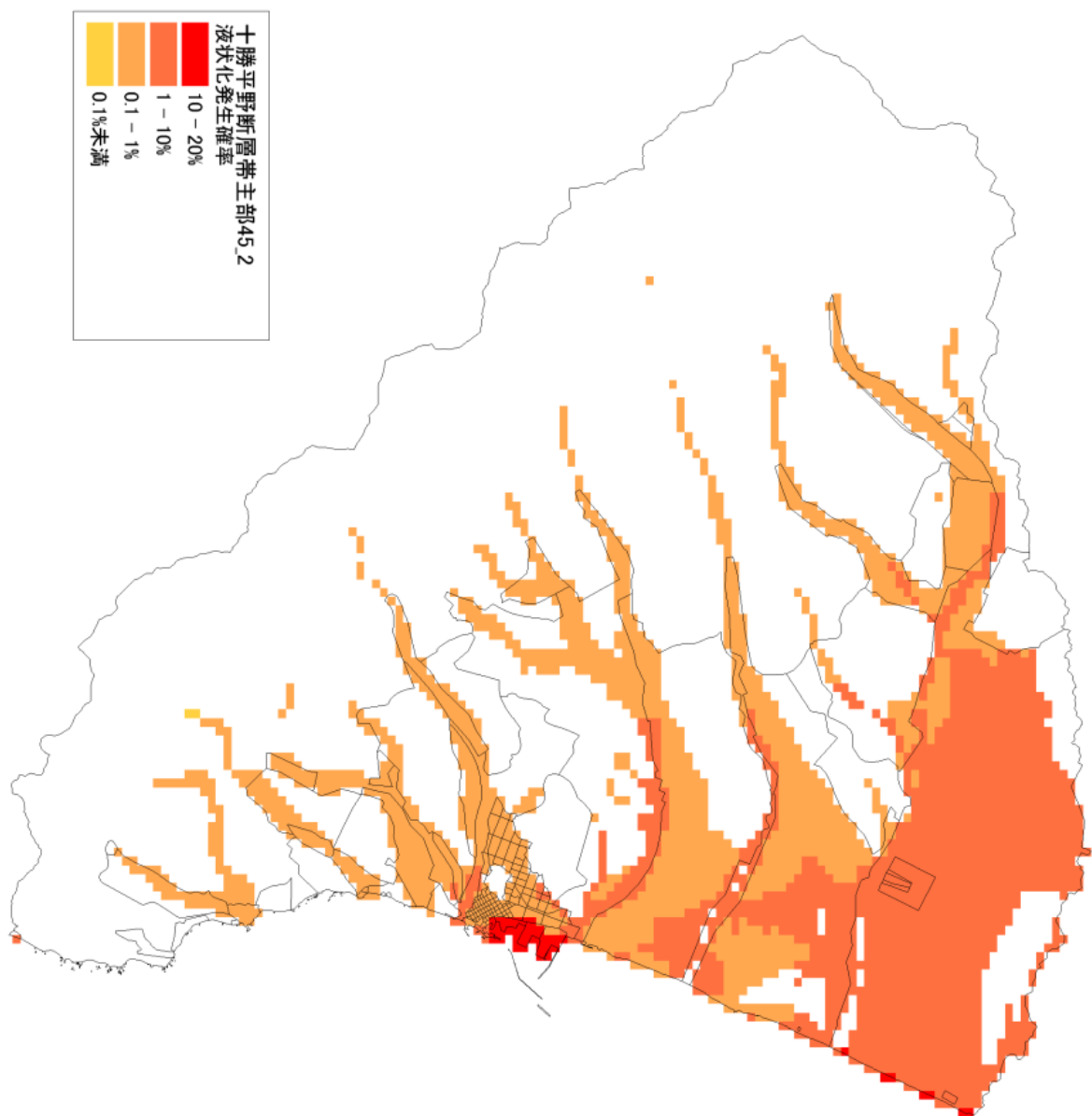


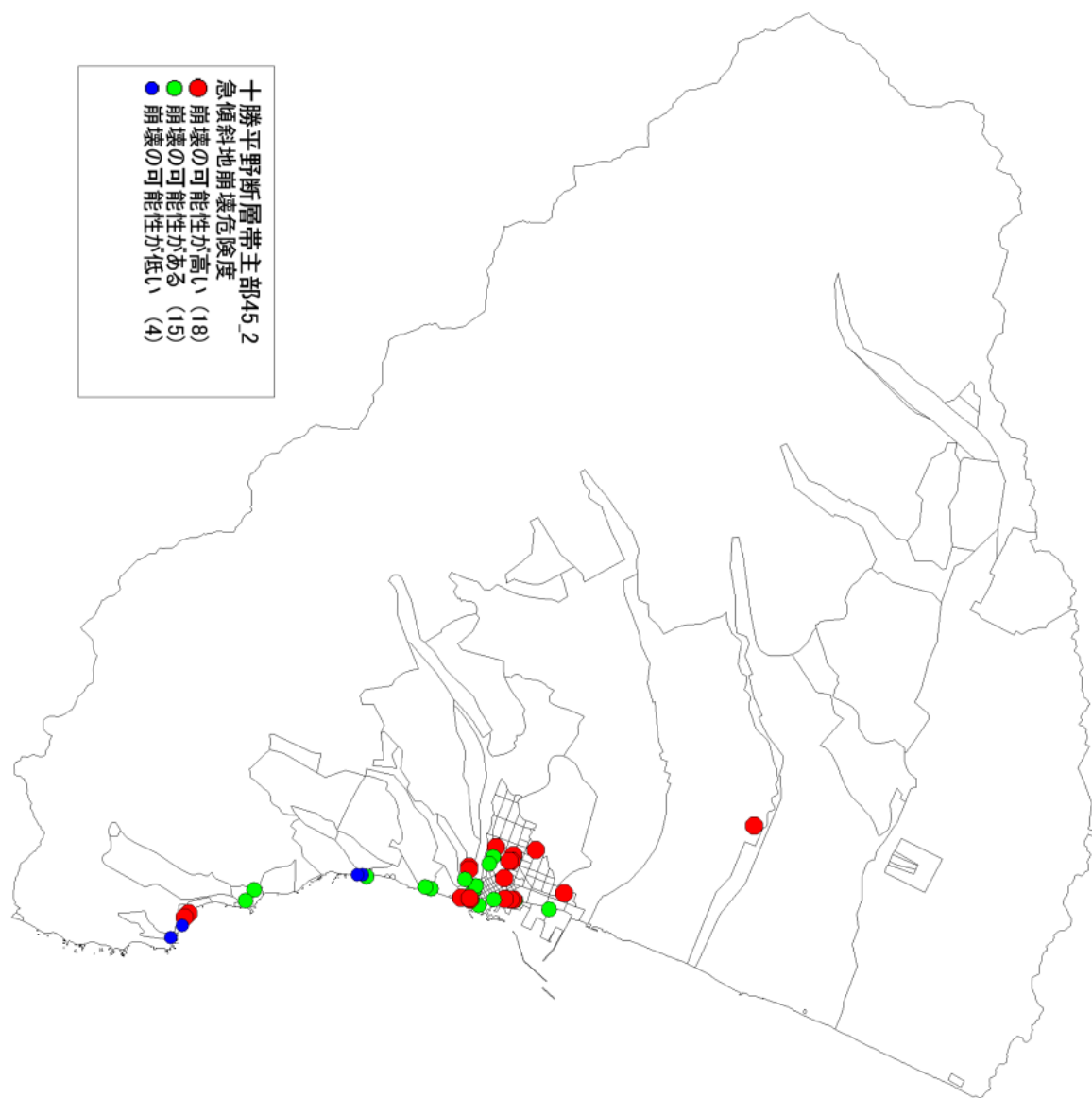


十勝平野断層帯主部 45_2 の地震の被害想定結果（北海道の地震被害想定結果による）

被害想定項目		小項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	6.3		
(2)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度 A（箇所）	18 箇所		
		崩壊危険度 B（箇所）	15 箇所		
		崩壊危険度 C（箇所）	4 箇所		
(3)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	7 棟	3 棟	7 棟
		揺れによる半壊棟数	69 棟	22 棟	69 棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
		液状化による半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	5 棟	5 棟	5 棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	11 棟	11 棟	11 棟
	計	全壊棟数	12 棟	8 棟	12 棟
	半壊棟数	81 棟	34 棟	81 棟	
(4)火災被害		全出火件数		1 件未満	1 件未満
		炎上出火件数		1 件未満	1 件未満
		焼失棟数		1 棟未満	1 棟未満
(5)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		揺れによる軽傷者数	9 人	2 人	6 人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	2 人	1 人未満	1 人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	5 人	2 人	3 人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
		重傷者数	3 人	1 人未満	2 人
		軽傷者数	14 人	4 人	9 人
	避難者数	避難所生活者数	742 人	711 人	743 人
避難所外避難者数		400 人	383 人	400 人	
避難者数計		1,142 人	1,094 人	1,143 人	
(6)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	82 箇所		
		断水世帯数(直後)	2,319 世帯		
		※断水人口（直後）	5,452 人		
		断水世帯数(1 日後)	1,360 世帯		
		※断水人口（1 日後）	3,198 人		
		断水世帯数(2 日後)	1,321 世帯		
		※断水人口（2 日後）	3,106 人		
	下水道の被害	被害延長(km)	3.0km		
		機能支障世帯数	138 世帯		
※機能支障人口		325 人			
(7)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	5 箇所		
	その他の道路の被害	被害箇所数	45 箇所		
	橋梁(15m 以上)の被害	不通箇所数	1 箇所未満		
		通行支障箇所数	1 箇所未満		
	橋梁(15m 未満)の被害	不通箇所数	2 箇所		
		通行支障箇所数	2 箇所		







大字・町丁目界名	木造棟数					非木造棟数			新耐震以降割合	
	昭和36 以前	昭和37～ 昭和46	昭和47～ 昭和56	昭和57～ 平成12	平成13 以降	昭和46 以前	昭和47～ 昭和56	昭和57 以降	木造	非木造
会所前1丁目	20	18	12	4	1	4	0	0	9%	0%
会所前2丁目	13	14	5	7	0	4	3	2	18%	22%
会所前3丁目	7	12	8	3	0	4	3	4	10%	36%
会所前4丁目	0	6	3	2	0	0	2	0	18%	0%
会所前5丁目	0	0	0	0	0	0	0	4	—	100%
会所前6丁目	0	0	0	0	0	0	0	8	—	100%
会所通	8	18	14	12	0	3	0	0	23%	0%
丸山通南1丁目	0	12	4	2	1	2	1	7	16%	70%
丸山通南2丁目	0	0	1	3	0	0	0	9	75%	100%
丸山通南3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
丸山通南4丁目	0	5	14	19	7	3	0	0	58%	0%
丸山通南5丁目	0	6	36	22	19	0	0	1	49%	100%
丸山通南6丁目	0	0	0	0	0	0	2	8	—	80%
丸山通南7丁目	0	1	57	39	3	0	0	1	42%	100%
丸山通南8丁目	0	0	0	10	1	0	0	1	100%	100%
丸山通南9丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
丸山通北1丁目	2	14	17	19	8	2	1	2	45%	40%
丸山通北2丁目	2	6	10	20	5	0	2	4	58%	67%
丸山通北3丁目	0	1	12	31	3	0	0	1	72%	100%
丸山通北4丁目	0	0	4	4	2	0	5	8	60%	62%
丸山通北5丁目	0	3	50	24	10	1	0	1	39%	50%
丸山通北6丁目	0	0	70	26	2	0	11	3	29%	21%
丸山通北7丁目	0	0	2	13	0	0	1	0	87%	0%
錦通南2丁目	0	17	15	12	3	0	1	3	32%	75%
錦通南3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
錦通南4丁目	0	0	2	2	0	0	3	0	50%	0%
錦通北2丁目	0	1	23	50	6	1	0	1	70%	50%
公園通南2丁目	0	0	1	11	2	0	0	0	93%	—
公園通南3丁目	0	0	0	36	12	0	0	2	100%	100%
公園通南4丁目	0	0	1	7	1	0	5	1	89%	17%
公園通北2丁目	0	0	14	15	15	0	1	1	68%	50%
公園通北3丁目	0	0	8	16	7	0	0	3	74%	100%
公園通北4丁目	0	0	0	9	2	0	0	0	100%	—
紅葉通南1丁目	0	0	0	2	0	0	0	1	100%	100%
紅葉通南2丁目	0	0	1	5	0	0	0	1	83%	100%
紅葉通南3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
紅葉通南4丁目	0	0	1	0	0	0	0	0	0%	—
紅葉通北1丁目	0	1	3	6	6	0	0	0	90%	—
紅葉通北2丁目	0	1	2	23	2	0	0	6	89%	100%
紅葉通北3丁目	0	1	0	3	0	0	1	0	75%	0%
紅葉通北4丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
エツキサイ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
エヒニマイ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
エビニマイ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
カシュンナイ	2	0	1	0	0	0	0	0	0%	—
カムイオロクベ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
コイボクオシラルンベ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
コイボクシュオシラルンベ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
チシュウス	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
トヨイ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
トヨイベツ	3	0	3	3	5	1	0	0	57%	0%
ビタタヌンケ	0	0	0	5	0	0	0	0	100%	—
ビボロ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
ピロロ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
フンベ	1	4	9	2	0	0	0	0	13%	—
ポロフレーベツ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
ルベシベツ	8	3	1	0	1	0	0	0	8%	—
ヲソウシ	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—
音調津	45	30	29	25	2	3	4	1	21%	13%
下トヨイ	2	0	2	1	1	0	0	0	33%	—

広尾	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
小紋別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
上トヨイ基線	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	-
上トヨイ南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
上トヨイ南1線	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0%	-
上トヨイ北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
上トヨイ北1線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
上豊似	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
美幌	4	5	7	8	0	0	0	0	0	33%	-
美幌基線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
美幌原野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
豊似	10	3	0	0	1	2	2	0	0	7%	0%
豊似西通	0	0	0	2	0	0	0	0	0	100%	-
豊似東通	0	0	2	3	0	0	0	0	0	60%	-
豊似本通	7	5	5	10	0	0	0	0	0	37%	-
茂寄	3	5	19	15	0	1	5	5	5	36%	46%
茂寄幹線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
茂寄支線	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
茂寄南	2	2	0	3	1	0	0	2	2	50%	100%
紋別	19	30	53	70	33	12	12	7	7	50%	23%
陣屋	0	7	12	17	6	0	1	2	2	55%	67%
西1条10丁目	3	5	2	6	0	0	1	0	0	38%	0%
西1条11丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西1条1丁目	0	1	4	3	0	0	0	0	0	38%	-
西1条2丁目	2	4	4	6	2	0	1	0	0	44%	0%
西1条3丁目	3	5	8	6	1	0	0	0	0	30%	-
西1条4丁目	1	6	7	7	1	1	0	0	0	36%	0%
西1条5丁目	2	6	4	2	1	0	0	0	0	20%	-
西1条6丁目	2	8	1	1	1	0	0	2	2	15%	100%
西1条7丁目	1	1	5	6	3	1	0	1	1	56%	50%
西1条8丁目	4	4	2	8	1	0	0	1	1	47%	100%
西1条9丁目	2	6	6	11	1	1	1	1	1	46%	33%
西2条10丁目	2	7	5	5	1	0	0	0	0	30%	-
西2条11丁目	5	4	5	6	2	3	0	0	0	36%	0%
西2条1丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西2条2丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西2条3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西2条4丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西2条5丁目	1	4	7	11	1	0	0	0	0	50%	-
西2条6丁目	2	3	4	10	0	3	0	0	0	53%	0%
西2条7丁目	4	2	6	9	1	0	0	0	0	46%	-
西2条8丁目	2	0	0	2	0	1	0	0	0	50%	0%
西2条9丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
西3条10丁目	0	3	5	2	2	0	0	0	0	33%	-
西3条11丁目	0	0	1	2	0	0	0	0	0	67%	-
西3条2丁目	0	2	1	1	0	0	0	0	0	25%	-
西3条3丁目	0	0	1	2	0	0	0	0	0	67%	-
西3条4丁目	0	4	1	2	1	1	0	0	0	38%	0%
西3条5丁目	1	3	4	7	1	0	0	0	0	50%	-
西3条6丁目	0	6	5	6	0	2	0	0	0	35%	0%
西3条7丁目	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0%	-
西3条8丁目	0	1	2	5	2	0	0	2	2	70%	100%
西3条9丁目	1	1	0	0	1	0	0	0	0	33%	-
西4条10丁目	1	1	0	4	0	0	0	0	0	67%	-
西4条5丁目	0	1	2	2	0	0	0	2	2	40%	100%
西4条6丁目	0	1	5	4	4	0	0	0	0	57%	-
西4条7丁目	0	3	1	1	0	1	0	0	0	20%	0%
西4条8丁目	3	2	8	2	0	0	1	0	0	13%	0%
西4条9丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
東1条10丁目	3	12	10	5	2	5	0	0	0	22%	0%
東1条11丁目	2	4	9	4	2	0	1	2	2	29%	67%
東1条12丁目	4	5	10	14	1	1	0	0	0	44%	0%
東1条13丁目	3	5	6	3	1	0	3	1	1	22%	25%
東1条14丁目	1	2	3	5	1	1	1	3	3	50%	60%

東1条5丁目	7	5	5	3	1	1	1	0	19%	0%
東1条6丁目	4	3	2	4	0	2	0	0	31%	0%
東1条7丁目	3	10	5	8	0	1	0	0	31%	0%
東1条8丁目	4	13	3	3	0	0	0	0	13%	-
東1条9丁目	5	4	5	1	1	0	0	0	13%	-
東2条10丁目	1	6	5	2	1	0	0	0	20%	-
東2条11丁目	1	10	10	5	1	1	0	0	22%	0%
東2条12丁目	3	6	6	12	2	0	0	0	48%	-
東3条11丁目	2	0	2	0	1	0	0	0	20%	-
東3条12丁目	2	2	6	7	1	1	1	0	44%	0%
白樺通南1丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
白樺通南2丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
白樺通南3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
白樺通南4丁目	0	0	0	3	1	0	0	0	100%	-
白樺通北1丁目	0	0	0	0	0	0	1	2	-	67%
白樺通北2丁目	0	0	0	4	0	0	0	0	100%	-
白樺通北3丁目	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
並木通西1丁目	0	10	2	14	0	0	0	2	54%	100%
並木通西2丁目	0	25	10	16	2	1	0	4	34%	80%
並木通西3丁目	0	20	15	18	4	1	5	5	39%	46%
並木通西4丁目	0	3	0	0	0	0	0	0	0%	-
並木通東1丁目	0	3	2	14	5	0	1	6	79%	86%
並木通東2丁目	0	9	32	43	9	0	1	1	56%	50%
並木通東3丁目	0	0	7	26	7	3	1	10	83%	71%
並木通東4丁目	0	0	1	0	0	0	1	1	0%	50%
本通10丁目	5	8	10	7	0	3	2	1	23%	17%
本通11丁目	6	7	14	8	0	1	1	0	23%	0%
本通12丁目	0	3	3	6	2	0	0	1	57%	100%
本通13丁目	1	1	1	4	1	0	1	1	63%	50%
本通2丁目	3	1	0	0	0	0	0	0	0%	-
本通3丁目	1	8	6	2	0	0	0	0	12%	-
本通4丁目	2	6	4	1	0	2	1	2	8%	40%
本通5丁目	3	1	3	0	1	1	0	3	13%	75%
本通6丁目	5	4	6	7	0	0	1	1	32%	50%
本通7丁目	3	6	9	4	1	0	0	1	22%	100%
本通8丁目	6	6	6	4	2	1	1	1	25%	33%
本通9丁目	7	5	5	6	2	0	2	4	32%	67%
野塚	42	13	56	60	30	5	6	11	45%	50%
ヲシラベツ	3	2	3	7	0	0	0	0	47%	-
モエケシ	1	0	0	0	0	0	0	0	0%	-
ヲナヲベツ	0	0	0	1	0	0	0	0	100%	-
ラッコベツ	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-
	335	554	919	1,088	277	88	102	172	43%	48%

第3 実施本部の設置

- (1) 災害対策本部長は、判定実施を決定したときは、災害対策本部の下に実施本部を設置するとともに、建設水道課長を実施本部長に任命し、判定業務にあたらせる。
- (2) 実施本部長は、被害状況等により、判定士及び判定コーディネーターが不足する場合は、道に対して判定士及び判定コーディネーターの派遣を要請する。
- (3) 実施本部の業務は以下の通りとする。
- ① 地震発生時の情報収集
 - ② 判定実施の要否の決定
 - ③ 実施本部、判定拠点の設置
 - ④ 道への支援要請
 - ⑤ 判定士、判定コーディネーターの参集要請、派遣要請
 - ⑥ 判定士の受入
 - ⑦ 判定の実施
 - ⑧ 判定結果の集計、報告
 - ⑨ 実施本部、判定拠点の解散

第4 判定実施要否の判断

- (1) 建設水道課長は被害情報の収集と判定実施要否のための資料を作成し、災害対策本部長へ具申する。
- 以下の情報収集先から情報を収集し、判定実施判断リストを作成する。
- ① 広尾町地域防災計画に規定される方法により収集される災害情報
 - ② 地元判定士等からの情報
 - ③ 消防、警察、国土交通省、道からの情報
 - ④ マスコミからの情報

なお、判定実施判断リストは、応急危険度判定の実施を判断するためのリストであり、応急危険度判定の判定対象建物とは異なる。

判定実施判断リスト

建物名・地域名	種類	被害有無 被害状況
広尾町役場庁舎	災害対応拠点	有・無
老人福祉センター	指定避難所	有・無
広尾小学校	指定避難所	有・無

判定実施要否に資する判定対象地区

実施オペレーションタイプ	地区名	被害状況
悉皆（外観のみ）	本通 5～8 丁目地区	1 割以上・若干
	東 1 条 5～8 丁目地区	1 割以上・若干
		1 割以上・若干
		1 割以上・若干
要請に応じて対応	他地域	1 割以上・若干
		1 割以上・若干

判定実施判断リスト及び判定実施要否に資する判定対象地区を参考に判定実施要否の資料を作成する。

(2)災害対策本部長は、実施本部長から意見を聴取し判定実施要否の判断を行う。

第 5 判定実施の宣言

(1) 判定実施を決定した場合、災害対策本部長は判定実施の宣言を行う。

(2) 災害対策本部長等は北海道知事及び地域の建築関係団体等への判定実施の連絡を行う。

判定実施連絡先一覧

	分類	連絡先	担当者	連絡手段
1	北海道	十勝総合振興局 帯広建設管理部建設行政室 建設指導課	建築住宅係長 小林 喜彦	(防災行政無線) 6-850-4274 (FAX 番号) 0155-23-5325 E-mail:kawabe.atsushi@prf.hokkaido.lg.jp
2	関係団体	一般社団法人北海道 建築士会十勝支部	支部長 鈴木 徹	(TEL 番号) 0155-27-1888 (FAX 番号) 0155-27-1889 E-mail:kentokachi@yahoo.co.jp
3	関係団体	一般社団法人北海道建築士 事務所協会	支部長 太田 豊	(TEL 番号) 0155-21-6270 (FAX 番号) 0155-25-1889 E-mail:toka-kjk@lime.ocn.ne.jp

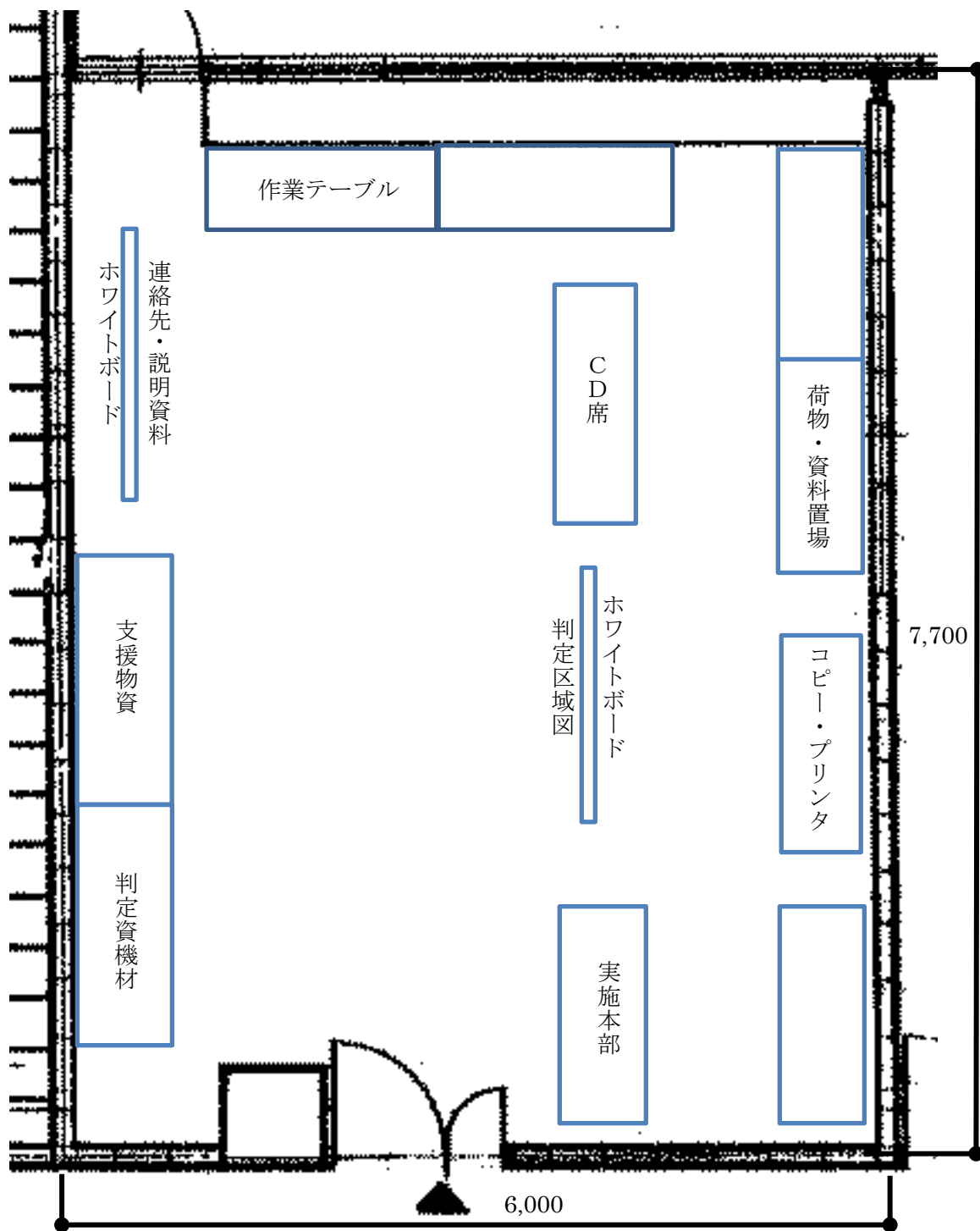
判定拠点

名称：広尾町役場庁舎		3階		部屋名：委員会室	
什器類：					
パソコン	1台	プリンター	1台	コピー機	台
電話	台	FAX	台		
テーブル	台	イス	脚	ホワイトボード	台
備考：間口 6.0m 奥行 7.7m					

The floor plan shows a rectangular room with dimensions 6,000mm by 7,700mm. The layout includes:

- 作業テーブル** (Work Table) at the top left.
- 連絡先・説明資料** (Contact Information / Explanation Materials) and **ホワイトボード** (Whiteboard) on the left wall.
- CD席** (CD Seating) in the center.
- 荷物・資料置場** (Baggage / Materials Storage) on the right wall.
- コピー・プリンタ** (Copy / Printer) on the right wall.
- 支援物資** (Support Supplies) and **判定資機材** (Judgment Equipment/Materials) on the left wall.
- 判定区域図** (Judgment Area Map) in the center.
- 実施本部** (Implementation Headquarters) at the bottom center.

The dimensions 6,000 and 7,700 are indicated at the bottom and right respectively.



(3) 実施本部長は、実施本部に判定拠点を設置し、実施本部及び判定拠点設置について北海道知事へ連絡を行う。

連絡事項（様式1 記載例）

- ・被害状況
- ・実施本部の設置場所
- ・連絡先（広尾町担当者）

(4) 実施本部長は判定実施及びこれに関する情報をマスコミ等の協力を得て、被災者等へ周知する。
また、住民からの判定要望を受け付ける。

周知内容：

- ・応急危険度判定の概要
- ・判定実施区域及び日程
- ・個別の判定要望に関する連絡先

※広尾町の書式

マスコミ用

住民用

その他避難所等掲示用

様式【判定依頼票（受理表）】

判定依頼票（受理表）							
No	1	受付日時	日 時		受付者		
住所					氏名		
構造			階数		築年		所有形態
対応状況	日 時 判定実施						

第6 判定作業計画の作成

判定作業計画は、次の項目について作成する。

様式 A

- ① 判定実施区域及び判定実施順位等の決定
- ② 対象とする建築物の用途、規模
- ③ 判定実施期間、必要判定士等の必要数及び判定資機材の調達

ア 判定実施期間は、10 日間。

イ オペレーションタイプ2 の必要判定士数は次による。

判定士2名でチームを編成し、判定棟数は夏季15棟／チーム・日、冬季10棟／チーム・日、判定士の稼働日数を3日間程度とする。

ウ 必要判定コーディネーター数は、判定士5班（判定士10チームを1班とするため、判定士100人）に1人配置するよう算定する。

必要判定士数

		十勝沖の地震		十勝平野断層帯主部 45_2 の地震	
		夏	冬	夏	冬
震度		6.1		6.3	
木造被害棟数 (揺れによる)	全壊	1	7	1	5
	半壊	17	82	13	65
非木造被害棟数 (揺れによる)	全壊	2		2	
	半壊	12		12	
判定棟数		54	176	45	142
1日当たり	班数	1	2	1	2
	判定士数	2	4	2	4
判定必要日数		4	9	3	8
述べ必要判定士数（3日交代）		4	12	2	12
支援受入人数		0	8	0	8
必要判定コーディネーター数		0	1	0	1
支援受入人数（判定コーディネーター）		0	1	0	1

判定対象地区は以下のとおりとする。

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目以降
十勝沖の地震	公共施設の被害大きいものを建築公住係で調査	本通5丁目～ 本通6丁目	本通6丁目～ 本通7丁目	本通7丁目	本通8丁目	本通8丁目 東1条5丁目～8丁目
十勝平野断層帯主部 45_2 の地震	公共施設の被害大きいものを建築公住係で調査	本通5丁目～ 本通6丁目	本通6丁目～ 本通7丁目	本通7丁目	本通8丁目	本通8丁目 東1条5丁目～8丁目

第7 判定士の参集

実施本部長は支援地方本部への支援要請及び地元判定士等の参集の呼びかけを行うとともに、必要判定士等について支援地方本部と連絡・調整を行う。

(1) 地元民間判定士の参集要請

- ① 施本部長は、必要に応じ支援地方本部長へ民間判定士の参集要請について連絡する。
- ② 支援地方本部長は、十勝総合振興局管内の建築関係団体（（一社）北海道建築士会十勝支部、（一社）北海道建築士事務所協会十勝支部）に対して民間判定士の参集者の取りまとめを要請する。
- ③ 建築関係団体は、民間判定士連絡名簿※により判定実施について民間判定士へ連絡を行い、参集者を取りまとめたうえで支援地方本部長へ報告する。

(2) 必要に応じ、実施本部長は支援地方本部へ支援要請（判定士及び判定コーディネーター）を行う。

様式2及び様式4

(3) 支援本部長からの支援に関する連絡を受ける。

様式3

(4) 実施本部長は地元判定士へ必要事項（参集場所、参集時間、判定業務従事期間等）を連絡し、参集した判定士の受け付け及び名簿作成を行う。

必要に応じ、実施本部長は支援地方本部へ支援要請を行う。

様式2及び様式4

様式【受付台帳】

受付台帳

受付 番号	氏 名	性 別	年 齢	認定番号	専門 分野	緊急連絡先	判定 経験	活動 可能日	宿泊 希望	判定街区	備考
		男	48	北 000000	木造	090-0000-0000	あり	18～20	有		

広尾町初動対応応急危険度判定士リスト（平成31年3月現在）

※初動対応においては、町職員が町内の被災状況の調査と町有施設の調査を行う。

なお、被害が甚大で広範囲に及ぶ場合など町職員のみで判定実施が困難な場合は、道（十勝総合振興局）へ判定士派遣の要請を行う。

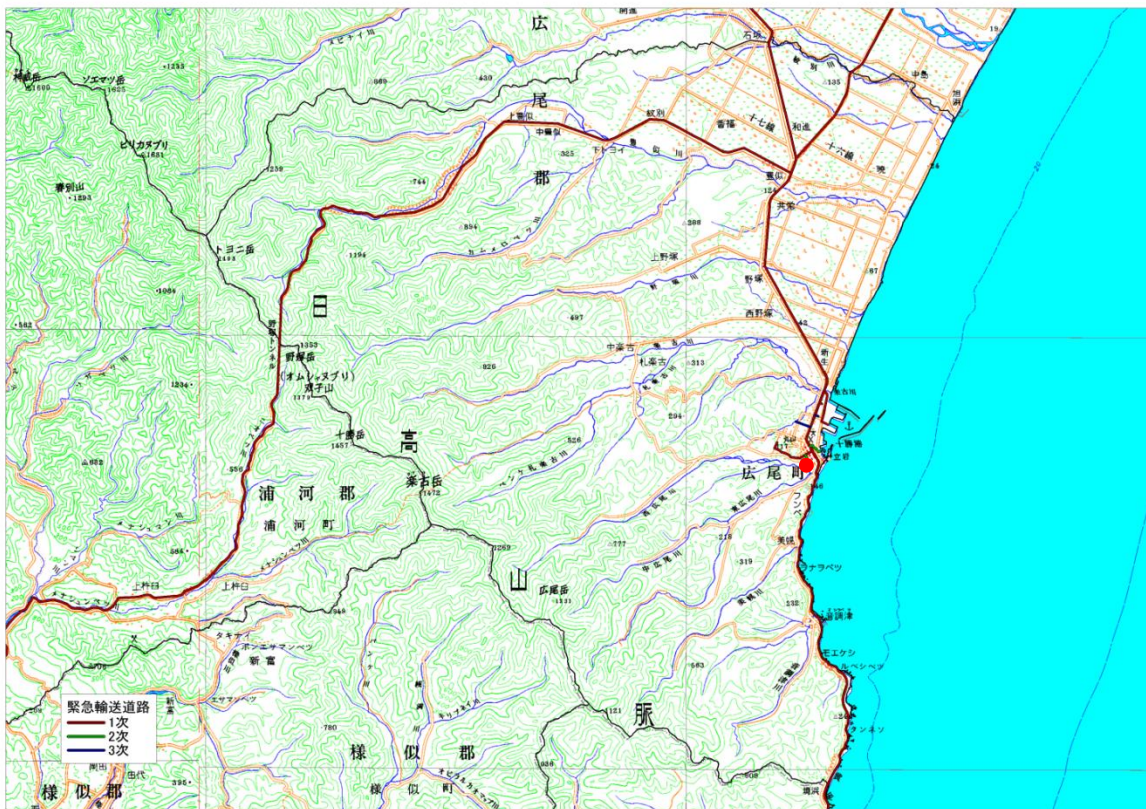
[illegible]

- (5) 実施本部長は、判定士等参集に必要な事項（必要判定士数、必要コーディネーター数、現地参集場所、現地参集時間、判定業務従事予定期間等）を支援本部長へ連絡し調整を行う。

参集場所

判定士集合場所：①広尾町役場庁舎 3階 委員会室

地図：



備考：国土地理院の電子地形図 25000 を掲載

第8 判定資機材の準備

- (1) 実施本部長は、広尾町の判定資機材の調達状況を調査し、不足判定資機材を支援地方本部に連絡する。
様式2及び様式4

判定資機材備蓄リスト

		数量	保管場所	備考
調査票	木造	0		支援（地方）本部へ要請
	RC造	0		
	鉄骨造	0		
ステッカー	危険	0		支援（地方）本部へ要請
	要注意	0		
	調査済	0		
バインダー		0		支援（地方）本部へ要請
ガムテープ		4	建設水道課	実施本部準備
腕章		0		支援（地方）本部へ要請
ヘルメットシール		0		支援（地方）本部へ要請

- (2) 実施本部長は支援地方本部と協力し判定資機材の輸送方法を確保する。
実施本部で不足する資機材は、支援地方本部より持参する。

第9 判定コーディネーターの配置

- (1) 実施本部長は、判定コーディネーターを配置する。

判定コーディネーター研修受講者（候補者）

	氏 名	所 属	職 名	連 絡 先	研 修		備 考
1	前田 憲一	広尾町役場建設水道課	課長	01558-2-0178			
2	須藤 智也	広尾町役場建設水道課	技師	01558-2-0178			
3							
4							
5							

※町職員が判定コーディネーターを務められない場合は、判定コーディネーターの派遣要請を道（十勝総合振興局）へ行う。

判定コーディネーターの派遣要請を行った場合、建築係長が判定コーディネーターへ被災情報や町内の地理情報等を伝達する役割を担う。

- (2) 判定コーディネーターの業務は、以下の通りとする。

- ① 判定実施準備
- ② 判定士の受け入れ準備、判定士の受付
- ③ 判定実施チーム及び班の編制
- ④ 判定資機材等の配布
- ⑤ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑥ 判定士の健康状況の把握
- ⑦ 判定業務の開始
- ⑧ 判定結果の取りまとめ、実施本部への結果報告

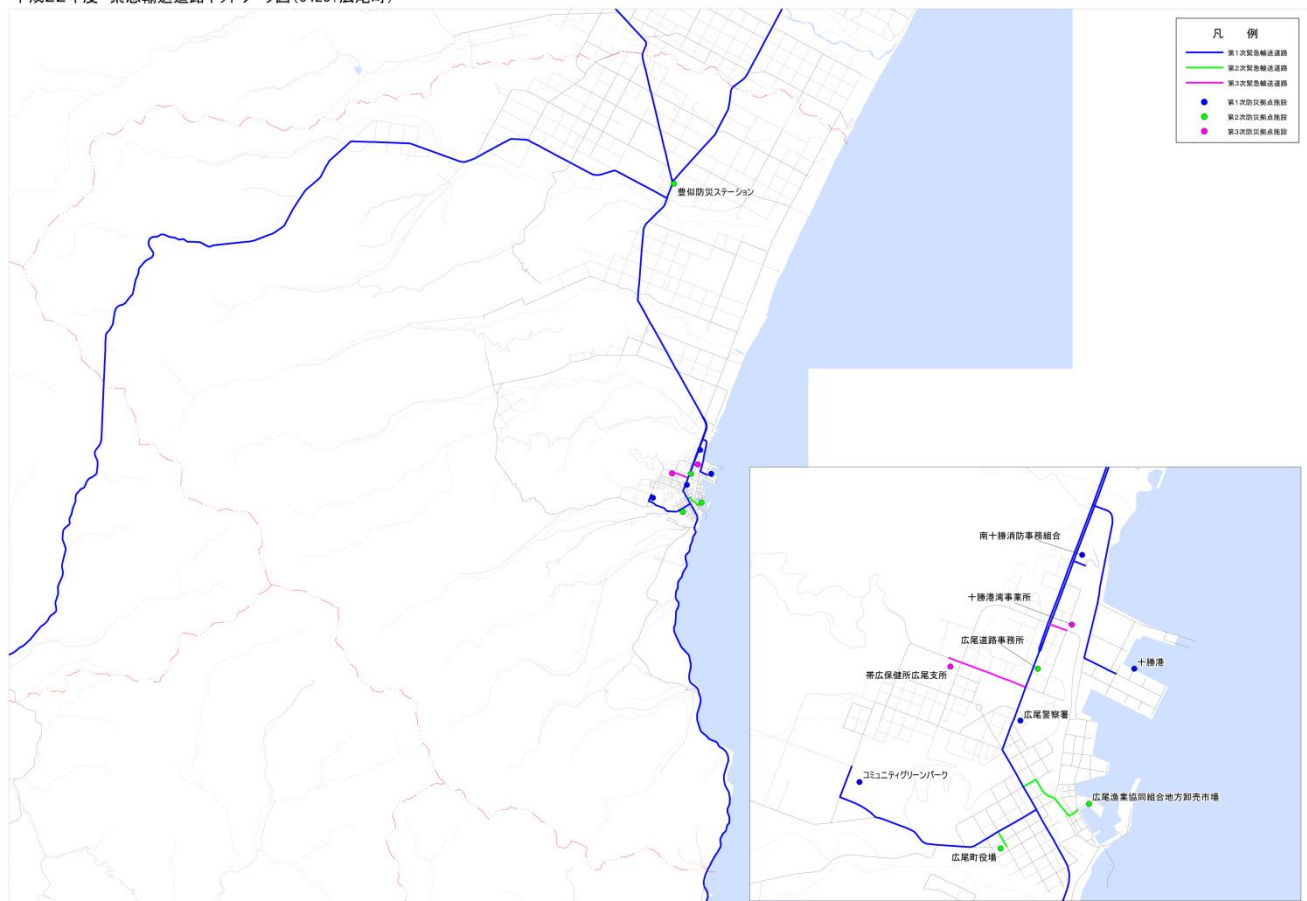
第10 判定士等の輸送並びに宿泊所等の手配

(1) 実施本部長は判定士等の輸送に関して支援本部へ依頼を行う。

移動手段：

	集合場所⇔		判定拠点 (集合場所)	⇔宿泊場所	
	ルート	手段		ルート	手段
広尾町	①国道 336 号→道道 987 号 ②道道 109 号→国道 236 号→国道 336 号→道道 987 号	① 公用車等 ※レンタカーを含む ② 航空機、公用車等※レンタカーを含む	広尾町役場	各自手配	公用車等※レンタカーを含む

平成22年度 緊急輸送道路ネットワーク図(6420: 広尾町)



広尾町内の緊急輸送道路

(2) 応援判定士が自身で宿泊場所を確保できるよう、実施本部長は判定士等の宿泊場所の情報を提供する。

(3)実施本部は、災害対策本部と協議を行い、判定士の食事や判定地区までの移動手段を確保する。

食事：災害対策本部で用意する非常食、避難所での炊き出し、営業を行っている店舗などで各自調達

移動：道内の公務員応援判定士は公用車で集合し、判定地区まで移動。町内の民間判定士については災害対策本部と協議して行う。

第 1 1 判定士等の受け付け、名簿作成

(1) 実施本部は、派遣判定士等の名簿及び判定資機材の確認を行う。

(2) 実施本部は(1)の確認状況及び参集地元判定士名簿を支援本部へ通知する。

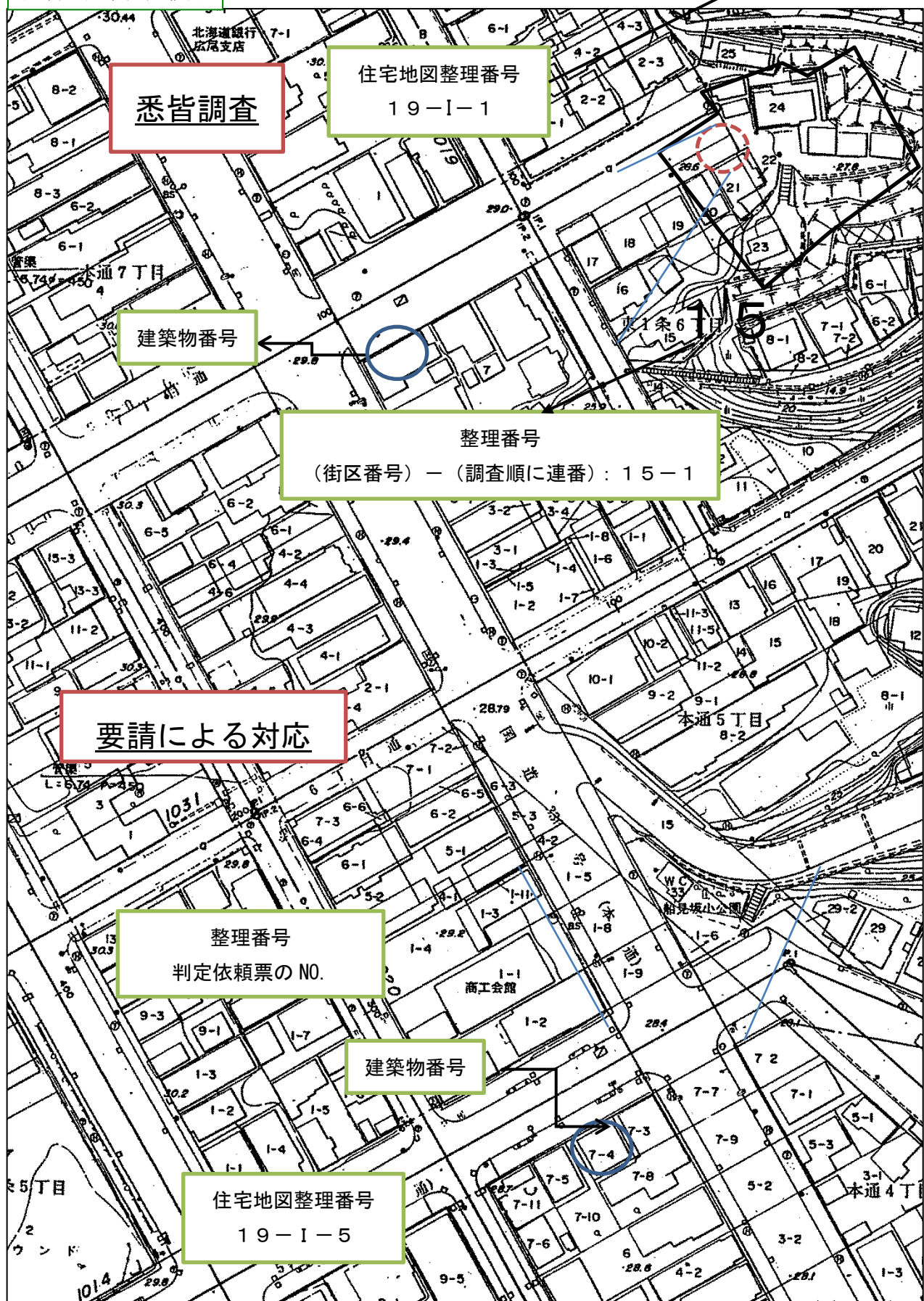
第 1 2 判定の実施

(1) 判定実施チーム及び班の編成等

① 判定コーディネーターは、チーム・班の編成と班長・副班長を任命する
同一の所属で同一チームを基本とするようにチーム編成を行う。

② 判定コーディネーターは判定資機材等の配布を行う。
また、判定区域割図及び判定時の注意事項を記載した文書を作成し配布する。

図判定区域割記載例



判定活動の実施について

1. 判定活動について

- ・判定開始前に住民に声かけをお願いします。

声かけ例：

「広尾町災害対策本部からの依頼により、被災した建物が使用できるか判定するための応急危険度判定に参りましたのでよろしくお願いします。これから建物の判定結果をステッカーに記載し、表示させていただきます。なお、この判定は罹災証明の全壊・半壊認定とは異なりますのでご注意ください。」

- ・外観調査にのみとなります。住民から内部も見て欲しいと言われた場合には状況に応じて対応願います。

- ・被災宅地危険度判定が必要と思われる場合は、調査シートに記入してください。

- ・15時を目途に担当建築物の完了の有無に関わらず判定活動を終了し、判定拠点までお戻り下さい。また判定拠点に戻ったら調査票等に記載漏れがないか確認をし、判定結果を班長に報告してください。

2. 判定資機材について

- ・集積所から必要な物を持参してください。

3. 判定結果の報告について

- ・判定拠点に戻ったら判定調査票に記入漏れが無いか確認をし、班長に判定結果を報告して下さい。区域割り図、判定調査票を提出してください。

- ・報告内容：判定棟数（木造、RC造、S造）
判定結果（構造種別ごとの内訳）
特記事項（宅地判定の必要性、その他）

4. 連絡先

- ・班長
- ・副班長
- ・判定コーディネーター

(2) 判定士等に対するガイダンス

- ① 判定コーディネーターは班長、副班長へ注意事項を記載した文書を配布し、判定活動のガイダンスを行う。また同時に食事や移動手段についても説明を行う。

<判定活動ガイダンス内容>

- ・ 悉皆調査の場合：街区割り図を配布し、図に記載されている番号を判定調査票の各欄に記載するように指示を行う。
- ・ 要請に応じて対応する場合：街区割り図及び判定依頼票を配布し、それぞれ記載されている番号を判定調査票の各欄に記載するように指示を行う。
- ・ 活動終了後の報告事項：当日集計表に報告事項を記載するとともに、注意を要する建築物の判定調査表に付箋紙を添付するように指示を行う。

様式【当日集計表】

当日集計表														
日時：		班長名：								副班長名：				
街区番号 又は 依頼票 NO. 範囲	木造				RC 造				S 造				注意	
	調査数	調査済み	要注意	危険	調査数	調査済み	要注意	危険	調査数	調査済み	要注意	危険	完了状況	要注意建築物棟数
合計														

- ② 班長、副班長は判定士へガイダンスを行う。

(3) 判定業務

判定士の判定地区へ移送し判定を実施する。

第 13 判定結果の取りまとめ、報告及びその活用

- (1) 判定コーディネーターは、班長より配布した区域割り図及び判定調査票を回収し、当日分の判定結果の集計を行い、特に注意を要する被災建築物等の聴取を行う。
- (2) 必要に応じて災害対策本部長へ報告を行い、対応策の協議を行う。

様式【調査結果入力表】

[illegible][illegible][illegible]

第 1 4 住民への広報等

(1) 住民への実施状況等の広報

実施本部長は、住民に対して、判定実施の理解を得るために、判定実施状況等について広報するように努める。

(2) 相談窓口等の対応

判定結果に対する相談窓口については、外部機関の相談窓口を積極的に案内し、災害対策本部の業務軽減を図る必要があることから、支援地方本部と調整し、外部機関の相談窓口を判定ステッカーに記載することを検討する。

補修・再建に関して

- ・国土交通省が実施する地震専用「住宅補修用・住まいるダイヤル」にて対応
- ・建築関係団体（（一社）北海道建築士会、（一社）北海道建築士事務所協会、（一財）北海道建築指導センター）の相談窓口を案内

その他

- ・広尾町災害対策本部（広尾町応急危険度判定実施本部（建設水道課））にて対応

第 1 5 実施本部業務の終了

災害対策本部長は、以下の業務が完了した時点をもって実施本部長の任を解き、実施本部を解散する。

- ① 判定実施
- ② 判定結果の集計、資料整理
- ③ 判定結果の災害対策本部長への報告